

## 公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年5月13日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公告件名：ドミニカ共和国橋梁維持管理・耐震性強化に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：  
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：  
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

## 入札説明書

### 【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：ドミニカ共和国橋梁維持管理・耐震性強化に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00121

#### 【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026年5月13日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 入札の手続き

## 1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ドミニカ共和国橋梁維持管理・耐震性強化に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款：  
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）<sup>1</sup>
- (4) 契約履行期間（予定）：2026年6月から2027年2月  
先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型契約  
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

## 2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課  
電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)
- (2) 事業実施担当部  
社会基盤部 運輸交通グループ第一チーム
- (3) 日程  
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 5月 19日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026年 5月 20日 12時まで

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

3	質問への回答	2026年 5月 25日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026年 5月 29日 12時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026年 6月 12日 10時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

#### （1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### （2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

#### （3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

## 5. 入札説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/2zYAesWpEz>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして  
います。

### (2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

### (3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

## 6. 入札書・技術提案書の提出

### (1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

## (2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

### 1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

### 2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

### 3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。

## (3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

## (4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

## (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

## 8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

## 9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：  
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。<sup>2</sup>

### （3）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

### （4）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

### （5）入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

## 10. 落札者の決定方法

### （1）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

### （2）技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照して

---

<sup>2</sup> この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

ください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

### (3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

\*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

### (4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

### (5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

## 1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

## 1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書

### 第1条 調査の背景・経緯

ドミニカ共和国（以下「同国」という。）は、カリブ地域における経済の中心国であり、首都圏であるサント・ドミンゴ都市圏は、国家地区（サント・ドミンゴ特別区）とその周辺自治区から構成され、約 380 万人（2022 年時点、国家統計局）の人口を擁している。

同国では、道路インフラの老朽化が深刻化しており、特に橋梁については、ハリケーン・豪雨に起因する洪水・洗掘・漂流物衝突、地震動による荷重及び変形、交通量の増大や車両の大型化に伴う設計時の想定を超える交通荷重、排水不良や目地劣化に起因する防水機能の低下と滞水及び塩分に起因するコンクリート・鋼材の劣化等の多くの老朽化要因が複合的に作用し、多くの橋梁について早急な補修が必要な状況となっている。例えば、米州開発銀行（以下、「IDB」）が支援した「Road Infrastructure Rehabilitation and Maintenance Program」によれば補修が必要とされる橋梁が 600 橋を超えるとされている。

ドミニカ共和国政府は「国家開発戦略 2010-2030（END2030）」において、災害リスクへの対応やレジリエントな都市作りを掲げており、橋梁補修もその一環と位置づけられる。また、「国家インフラ整備計画 2020-2030」では、橋梁を含む交通ネットワークの整備が優先的に推進されるべき分野として位置付けられており、公共・民間・国際協力による投資が進められている。さらに、「国家ロジスティクス計画（PNLOG）2020-2032」では、物流効率化と災害対応力強化の観点から、道路・橋梁インフラの整備が重要課題とされている中、インフラの維持管理や国土強靱化に取り組む日本の橋梁維持管理・補修技術に対して高い関心が寄せられている。

### 第2条 調査の目的と範囲

#### （1）調査の目的

本調査は、資金協力（セクターローン等）の案件形成を念頭に置き、既存の橋梁点検資料および現地調査結果を踏まえ、将来的な橋梁補修のニーズを把握し、JICA が資金協力による支援を検討すべき対象橋梁の選定基準の策定及びその支援規模の概算額の算定を行う。

#### （2）調査の範囲

本調査は、上記「第2条（1）調査の目的」を達成するため、「第3条調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第4条調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第5条報告書等」に示す報告書等を作成し発注者に提出するものである。

### 第3条 調査実施の留意事項

#### （1）実施機関

本調査のカウンターパートとなる実施機関は、主要路線の道路・橋梁の維持管理を担う同国公共事業・通信省および建築物の安全に関する調査を担う国立地質・インフラ・建造物耐久調査局（以下、「ONESVIE」）である。第3条（2）に記載する先行調査は、ONESVIE が担当しているところ、橋梁維持管理（橋梁補修を含む）に関する両機関の役割分担を確認し、その分担に基づき、両機関に対してそれぞれ必要な協議を行う。

## (2) 先行する調査の活用

「ONESVIE」と「IDB」が共同で、橋梁補修支援案件形成のための調査を行っている。その調査内容（配布資料参照）について、十分に把握し本業務を行う。同先行調査では、全国 2000 橋のうち一部の橋梁の点検が行われているが、サント・ドミンゴ首都圏の橋梁の多くは調査対象外となっている。その他、橋梁に関連する先行調査についても把握の上で効率的に調査を実施する。

## (3) 本調査の対象地域及び対象橋梁

第3条(2)に記載する先行調査と実施機関との協議にて対象橋梁を選定の上で、選定された橋梁について、橋梁の損傷の状況や傾向、必要な補修工事のイメージを把握するための遠方目視による現地調査を行う。本調査の対象橋梁は、当該先行調査がカバーしていないサント・ドミンゴ首都圏を中心に選ばれることを想定しているが、実施機関の見解も踏まえ、その他地域の重要橋梁や、第3条(2)の先行調査の対象となっている橋梁の一部も現地調査の対象とする。実施機関のカウンターパートは、当該先行調査の補修工法案の選定ロジックを十分に理解できていないことから、先行調査対象橋梁の一部を本調査の現地調査対象とした場合、その内容、補修優先度及び補修工法の選定ロジックを確認し、カウンターパートの理解を促す。

## (4) 本調査の JICA 資金協力案件形成への活用

本調査では、主にセクターローンの案件形成を念頭に置き、第4条に示す調査を行う。現地調査対象の橋梁について損傷状況、耐震性能や損傷の傾向を把握し、既存の橋梁点検資料も踏まえ将来的な橋梁補修の中長期的なニーズ（主要な橋梁の補修事業費の概略推計を含む）の把握を行う。さらに、その中からセクターローン支援対象のサブプロジェクトとなる橋梁補修事業を抽出するための考え方（選定基準）と支援規模の概算額の算定を行う。選定基準については複数案を提示し、発注者および実施機関との協議を踏まえ、妥当な1案に絞り込む。選定基準の考慮事項としては、橋梁の損傷度、社会的なインパクト（交通量や通行規制に伴う迂回時間等）、IDB との分担、その他要素（例：損傷や補修工法の種類、事業規模、本邦技術の活用の可能性、効率性を踏まえた地域性や件数等）等を織り込むことが想定されるが、発注者、実施機関、IDB 等の意見も踏まえ十分な検討を行う。

本調査結果は JICA の資金協力案件形成に広く活用を図ることとするが、セクターローン案件形成となる場合は、個別具体の補修橋梁とその補修工法は、本調査で策定する選定基準を活用しつつ、セクターローン内のエンジニアリングサービスを通じて決定することを想定している。

## (5) 環境社会配慮

セクターローン形成に向け、環境社会配慮の観点ではスクリーニングフォームや環境フレームワークを作成するとともに、対象橋梁についてはカテゴリ A に該当しない範囲内で選定する。同国の環境社会配慮に係る一般的な法制度や手続き及び橋梁補修事業において留意すべき事項について整理する。環境社会配慮に係る一般的な法制度や手続きについては、過去の同国での同様の調査結果を活用する等、効率的な情報収集となるよう留意する。

## (6) 関係者への情報共有

本調査の実施に当たっては、JICA 社会基盤部及び JICA ドミニカ共和国事務所との連絡を随時行い、資料を用いて調査進捗状況を報告する。また、本業務の成果（協議資

料等の中間的な成果を含む) について先方政府に提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について了承を得るものとする。さらに、ドミニカ共和国政府関係機関と書面にて確認すべき事項が生じた場合は、JICA 社会基盤部及び JICA ドミニカ共和国事務所とも事前相談の上、必要に応じて協議内容を議事録に取りまとめ、先方との意思疎通が確実なものとなるよう留意する。その他、ドミニカ共和国政府への説明や協議に際しては、本調査において検討する方策はあくまで調査団が技術的見地から提案するものであり、日本政府や発注者による協力の提案や実施のコミットを意味するものではないことを明示し、ドミニカ共和国政府関係者に本調査結果がそのまま協力事業として認識されないよう十分留意する。

#### 第4条 調査の内容

上記「第1条調査の目的と範囲」を達成するために以下の業務を行い、上記「第2条調査実施の留意事項」を踏まえつつ、背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。現地調査の実施時期については、祝日時期等を考慮のうえ計画し、契約履行後速やかに JICA ドミニカ共和国事務所と相談及び調整すること。

##### (1) 調査項目について

本調査を構成する調査項目<sup>3</sup>については下記の通りとする。

- 1) 同国の道路、橋梁の維持管理体制、橋梁に関する同国の予算状況等の把握
- 2) 橋梁の維持管理に関する既往調査(第3条(2)記載のプロジェクト形成のための調査報告書、既存の橋梁インベントリー等)のレビューと現状の課題把握
- 3) 現地調査対象橋梁(実施機関との協議を通じて選定される重要橋梁等)<sup>4</sup>の目視調査、設計図書等のレビュー、交通状況(車種別交通量)の把握
- 4) 同国の橋梁の状態と安全性確保のための課題の把握
- 5) 橋梁補修の方針の整理
- 6) 代表的な橋梁補修工法およびその概算単価(原単位)の設定
- 7) 上記5)、6)、橋梁の建設年代、既往の調査・点検資料を踏まえ、同国全土の主要の橋梁を補修するのに必要な中長期的費用の概略の推計(現地調査対象橋梁以外も含めた推計)<sup>5</sup>
- 8) 上記5)、6)、7)を踏まえ、JICAが支援する橋梁補修事業のスキームおよびサブプロジェクトの選定基準の提案<sup>6</sup>、現時点で想定されるサブプロジェクトリストとその事業規模の概略推計
- 9) ドミニカ共和国の環境社会配慮制度の把握と橋梁補修案件形成上の留意事項の整理

##### (2) 事前準備およびインセプション・レポート作成

- 1) 関連資料および情報の収集・整理・分析

既存文献・報告書等による情報収集と分析を行い、現地調査に向けての内容精査や課題確認を行う。

<sup>3</sup> 調査内容の記載順は実際の調査手順と一致する必要はなく、より効率的な調査手順および調査項目がある場合はその提案をプロポーザルに求める。

<sup>4</sup> 損傷の状況を把握する上で、できる限り多くの橋梁を現地調査することが望ましいが、時間と費用の制約もあるところ、効率的、効果的に現地調査を行う体制や現地調査の方法について提案を行う。

<sup>5</sup> 現地調査結果から当該国の橋梁補修の中長期的なニーズを推計する方法

<sup>6</sup> 支援対象とするサブプロジェクト選定ロジック作成の考え方

(橋梁の健全度、交通量の社会的インパクト他に考慮すべき事項を提案すること)

## 2) 調査の基本方針の策定

上記1)の結果を踏まえ、調査全体の方針、調査方法、作業工程、手順、実施体制、要員計画等の基本方針を策定する。これら基本方針の策定にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、発注者と十分に協議を行う。

## 3) 先方政府・関係機関への説明資料・質問票作成

現地収集する必要のある関連資料、情報、データや先方政府・関係機関に対応を求める事項をリストアップし、質問票として取りまとめる。また、インセプション・レポートに基づき、先方政府・関係機関向けの説明資料をパワーポイント形式で作成する。これらの資料の作成にあたっては、発注者と、日本語または英語で事前に内容確認を行い、先方政府・関係機関に対しては西語で資料を準備する。

## 4) インセプション・レポートの作成

上記1)～3)を踏まえインセプション・レポート(案)を作成し、発注者及び発注者関連部署にその内容を説明し、その協議結果を踏まえ、インセプション・レポートを最終化する。なお、インセプション・レポート(案)の内容は以下を想定する。

- ・調査の背景、経緯
- ・調査の目的
- ・調査の方針
- ・調査の内容、方法(作業項目、工法)、スケジュール
- ・調査実施体制(現地の体制、国内支援体制)
- ・提出する報告書とその目次案

## (3) 第1回現地渡航

### 1) インセプション・レポートの説明・協議

現地ドミニカ共和国政府関係機関及び在外公館、JICAドミニカ共和国事務所に対し、インセプション・レポートの説明・協議を実施する。特に、本調査の概要、実施方法、実施体制等を共有し、方針、先方政府への依頼事項、役割分担について了解を得る。ドミニカ共和国政府側からの要望で可能なものは調査計画に反映し、対応が難しいものは発注者と相談する。

### 2) 現地調査

先方政府および関係者ともすり合わせた調査方針を踏まえて、現地調査を実施する。第1回現地調査では、第4条(1)の1)～3)および9)を行うことを想定している。

### (4) 第1回現地調査結果を踏まえた整理作業

第1回現地調査結果を踏まえ、第4条(1)の4)～7)までの作業および8)に関する複数の代替案の設定を行う。8)のドミニカ側に推奨すべき代替案については、発注者との協議を踏まえ絞り込みを行う。ここまでの調査結果を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポート(要約版も含む)として取りまとめ、発注者及び関係部署に内容説明・協議を行う。協議結果および関係者からのコメントを踏まえて、ドラフト・ファイナル・レポートを作成する。

#### (5) 第2回現地渡航

ドラフト・ファイナル・レポートの内容を適宜のパワーポイント形式の資料（英語版と西語版）を用いて、先方実施機関へ説明し、第4条（1）8）の内容を中心に協議を行い、結論を得る。

#### (6) ファイナル・レポートの提出

先方政府関係者との協議結果およびコメントを踏まえて、ドラフト・ファイナル・レポートを最終化し、発注者に提出する。

### 第5条 報告書等

調査本の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち本契約における成果品は「ファイナル・レポート」とし、成果品提出期限は2027年2月26日とする。その他の報告書の提出期限の目安は、「第3章2.（1）業務行程」を参照すること。各報告書のドミニカ共和国政府関係者への説明・協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得ること。

報告書名	言語	形式	部数
業務計画書	日本語	電子データ	-
インセプション・レポート	英語、西語	電子データ	-
ドラフト・ファイナル・レポート	英語、西語	電子データ	-
先方政府への説明資料（PPT形式）	英語、西語	電子データ	-
ファイナル・レポート（要約版）	日本語、英語、西語	電子データ	-
ファイナル・レポート	英語	製本版	3部
	西語	製本版	5部
	英語	CD-R	2枚
	西語	CD-R	2枚

#### (1) その他提出物

- ①議事録等：ドミニカ共和国政府関係者との各調査報告説明、協議に係る議事録（日本語と西語）を作成し、速やかに発注者に提出すること。また、発注者等及び受注者が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、関係者に内容の確認等を行った上で発注者に提出すること。
- ②収集資料：本業務を通じて収集した資料及びデータを項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA様式による収集資料リストを付して提出。交通需要予測データ（現況再現データを含む）については、JICA-STRADAフォーマット仕様での提出を標準とするが、ドミニカ共和国を含む中米6か国の戦略交通モデルはCUBEで作られているため、CUBEフォーマットでの提出を可とする。
- ③月報：発注者の規定により、調査業務月報を添付した月例の業務報告書を翌月15日までに発注者に提出する。
- ④その他：上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告

書の和文要約等、発注者が必要と認め書面により報告を求める場合には、速やかにこれに対応すること。

#### (2) 報告書の印刷・電子化仕様

報告書の印刷・電子化の仕様については、最新の「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。なお、報告書全体を通じて、ドミニカ共和国で用いられるスペイン語を優先する事を前提として表現には十分に注意を払うこと。

#### 第6条「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 別紙

### 技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項 (技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	より効率的な調査手順および調査項目	第4条 調査の内容
2	多数の橋梁の現地調査を行うために、効率的、効果的に実施しうる体制と調査方法	第4条 調査の内容 (1) 調査項目について 3)
3	現地調査結果から当該国の橋梁補修の中長期的なニーズを推計する方法	第4条 調査の内容 (1) 調査項目について 7)
4	支援対象とするサブプロジェクト選定ロジック作成の考え方 (橋梁の健全度、交通量の社会的インパクト他に考慮すべき事項を提案すること)	第4条 調査の内容 (1) 調査項目について 8)

## 第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

### 1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

#### (1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

#### (2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 9.50 人月

(現地渡航回数：延べ7回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

1) 対象国及び類似地域：ドミニカ共和国及び全途上国

2) 語学能力：英語(西語ができることが望ましい)

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

#### (4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 交通調査

#### (5) 配付資料／公開資料等

##### 1) 配付資料

- ONESVIE「INFORME TÉCNICO JUNIO 2024」
  - ドミ共橋梁設計規程 UNIDAD I（基礎調査・工学的前提条件）
  - ドミ共橋梁設計規程 UNIDAD II（LRFDに基づく本体構造設計：耐震・部材・基礎）
  - 国内橋梁リスト（約2000橋）

##### 2) 公開資料

- IDB「Road Infrastructure Rehabilitation and Maintenance Program」及び参考資料  
[IDB | Road Infrastructure Maintenance and Rehabilitation Program in the Dominican Republic](#)
- IDB「Climate Resilience Program for Bridge Infrastructure in the Dominican Republic」及び参考資料  
[IDB | Climate Resilience Program for Bridge Infrastructure in the Dominican Republic](#)

#### (6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇔西語） C/P との間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言	無

	語は西語です)	
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## （7）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ドミニカ共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

### （1）コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「（1）コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

\*評価対象とする類似業務：橋梁関連資金協力に関する各種調査

### （2）業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

### 3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

本案件は定額計上があります(4,000,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約します。技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	交通調査	「第3章 技術提案書作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	4,000,000円	交通調査費一式	再委託

(4) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上して下さい。払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応

や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（5）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評価項目	配点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2